

特別寄稿

【国際家族法研究会シリーズ4】

台湾における離婚訴訟の国際裁判管轄及び 外国離婚裁判の承認

蔡 華 凱
中野俊一郎(監修)

解題 ここに紹介するのは、2007年12月8日に科研費（基盤研究A「多様化し複雑化する国際家族紛争に対応する国際家事手続法制の整備に関する調査研究」）による共同研究の一部として立命館大学で開催された「日台間の国際家族法及び国際私法に関する共同研究会」において、台湾国立中正大学法学研究科の蔡華凱助教授にお願いした報告を、論文にまとめたものである。台湾と日本との間には、中国の政府承認をめぐる問題から、現在は国際法上の承認された国家間の関係はない。しかし、実際の人の交流と物の流通は極めて盛んに行われており、台湾の法律の状況については日本においてもかなり正確な情報が得られる。国際私法の視野では承認・非承認は直接には大きな影響はもたらさないと解されているが、正規の国交関係がないことから、わが国の判決や裁判の台湾における実務的な取扱いは必ずしも明らかではない。本稿は、涉外離婚を中心に、台湾における日本を含めた外国離婚の効力、離婚の裁判管轄などについて、最近の台湾の判例の紹介を含めて詳しく論じたものである。実務上、台湾との間の国際離婚ケースについて参考になることも多いと考え、論文の形にさせていただき、公表するものである。蔡助教授は、神戸大学において中野俊一郎教授のご指導の下に国際私法、国際民事手続法について研究をされ、法学博士の称号を取得された。本稿も蔡助教授が日本語で書かれたものを、中野教授に監修をお願いしたものである。両先生にここで改めて御礼を申し上げたい。（渡辺惺之）

はじめに

台湾において、離婚を求める配偶者は、外国（米国であることが多い）で確定判決を取得し、敗訴被告に通知しないまま、戸籍機関に直接かつ単独で離婚届を提出することができる（台湾戸籍法36条参照）。この場合、台湾にいる被告配偶者は、外国での訴訟提起を知らず、中国語の翻訳がないため訴状が読めなかったり、外国での応訴が事実上不可能であったりするため、敗訴判決を甘受するほかはなく、殆どは、選挙や納税の時期になってはじめて離婚の事実を知ることになる。かような実務につき、台湾の行政解釈や裁判例は、戸籍機関がそもそも外国離婚判決につき形式審査権しかもたないため、単独での届出は違法ではないとしている。

これに対して、被告配偶者が、行政訴訟で戸籍記載の抹消を請求したり、民事訴訟で婚姻関係の存在確認を求める例も少なくないが、それが認められた例は見られないようである。その一因は、台湾民事訴訟法568条1項但書が、離婚の原因事実が発生した夫又は妻の居所地に管轄権を認めており、この種の事例では、それが米国にあると解されることにある。これらの原告配偶者は、台湾民法1052条1項1号にいう重婚、2号にいう姦通、又は5号にいう悪意で他方配偶者を遺棄した有責配偶者として、離婚請求権を認められないことが多いため、ここで外国判決を承認することは、公序に反する面があろう。

本稿は、以上のような問題意識に基づき、外国離婚判決の承認可能性について検討するものである。

外国の調停及び裁判の承認

目下、台湾においては家事審判法草案が審議されている。それが成立すれば、日本の制度に倣って、民事訴訟法から独立した立法となり、外国家

事裁判の承認は、この法律によって規律されることになる。家事審判法が施行されるまでは、外国の調停及び裁判の承認は、依然として民事訴訟法によって判断される。

1. 外国調停の承認

調停は、中立的な第三者の関与の下で当事者に互譲を促し、和解による紛争解決を導く手続である。台湾法上、調停については民事訴訟法403条以下に規定がおかれている。

台湾民事訴訟法上、調停の成立によって得られた和解は、訴訟上の和解と同じ効力をもつ（416条）。訴訟上の和解は、確定判決と同一の効力を持つため（380条）、調停の成立によって得られた和解は、確定判決と同一の効力を持つことになる。それに加えて、人事訴訟における離婚及び同居の請求には調停前置主義が適用される（577条）。

外国の確定した調停、とりわけ離婚の調停は、次に述べる民事訴訟法402条が定める承認要件を満たす場合、外国の確定判決と同じ効力を認められることになろう¹⁾。

2. 外国裁判の承認

外国裁判の承認について、台湾法は、日本・ドイツと同様に、自動的承認制度を採る²⁾。外国離婚裁判の承認は、財産関係事件の場合と同じく、民事訴訟法402条（日本民事訴訟法118条に相当）によって判断される。同条は次のように定める。すなわち、

「外国裁判所の確定判決は、次の各号に定める事情のひとつがある場合、

-
- 1) 台湾司法院がウェブ上で公開しているのは、裁判所の決定や判決のみである。また、家事事件は当事者保護のため非公開で行われるものが多いため、調停実務の調査には困難が伴う。従って、本稿は、原則として台湾裁判所の裁判例を検討対象にする。
 - 2) 台湾における多数説は、自動的承認制度のもとで外国裁判の効力が認められる範囲は、自国裁判のそれと同一であるという（累積説）。陳啓垂「外国判決的承認與執行」月旦法学雑誌75期148頁（2001年）。

その効力を認められない：

- 1 中華民国の法律によれば外国裁判所が管轄権を有しないこと。
 - 2 敗訴した被告が応訴しなかったこと。但し、訴訟開始の通知または命令が、相当な時期にその国で適法に送達され、もしくは中華民国の協力によって送達された場合はこの限りでない。
 - 3 判決の内容もしくは訴訟手続が中華民国の公序良俗に違反すること。
 - 4 相互的承認がないこと。
- 前項の規定は、外国裁判所の確定決定に準用する。」

国際裁判管轄に関する最近の判決

1. 最高法院1992年判決³⁾

【事実】

原告X(台湾人妻)は、被告Y(米国人夫)による米国での重婚、姦通及び悪意の遺棄により、子Aとともに台湾に帰国せざるを得なかったとして、離婚、離婚届提出への協力、200万台湾ドルの慰謝料支払い及びXをAの親権者に指定することを求めて、台湾の裁判所に提訴した。これに対してYは、XY間にはすでに合衆国カリフォルニア州裁判所の確定離婚判決があり、同州と台湾の間には相互の保証があるので、本件は一事不再理原則に反すると主張するとともに、Aの引渡しを求めて反訴を提起した。

【判旨】

「本件米国カリフォルニア州裁判所の確定判決は、民事訴訟法402条各号所定の事由がないため、承認されるべきである。……涉外離婚事件の管轄権について、涉外民事法律適用法(筆者注：台湾の国際私法典)は

3) 最高法院81年度台上字第2517号判決。

規定をおかないが、民事訴訟法568条1項の類推適用により、夫妻の住所地が外国にある場合にも管轄権が認められる」と。

2. 最高法院1998年判決⁴⁾

【事実】

原告X（台湾在住台湾人夫）は、被告Y（米国在住台湾人妻）との婚姻後、米国に移住した。しかし、Yが理由なく家出したため子とともに台湾に帰国せざるを得なくなり、帰国後に米国裁判所による確定離婚判決を受け取ったが、Yが単独で行った離婚届を受理したのは違法であったとして、台湾で婚姻関係存在確認請求訴訟を提起した。これに対してYは、家出の原因はXによる長期的な暴力・虐待にあり、同居に堪えないため米国裁判所で離婚を求めたものであること、米国裁判所は、米国内に2年以上住む者に対して一般管轄を有し、米国判決は台湾民事訴訟法402条に基づき承認されるべきであることを主張した。

【判旨】原判決破棄・差戻し

「民事訴訟法568条の専属管轄規定は、国内婚姻事件のみに適用があると解すべきであり、同条1項にいう夫妻の住所地ないし居所地の裁判所はわが国の裁判所を指し、涉外婚姻事件の管轄、または外国にある夫妻の住所ないし居所地裁判所を含まない」。

「涉外婚姻事件の管轄権については、民事訴訟法と涉外民事法律適用法のいずれにも明文規定がないが、夫妻の住所地もしくは当該訴えの原因事実が発生した居所地が外国にある場合、あるいは彼らがすでに国内の住所を喪失した場合に、彼らを帰国させ、訴訟を強いる必要があるかは疑問である。婚姻生活の所在地である外国の裁判所による調査や裁判は、より便宜に適い、訴訟の進行、正確な心証形成や正当な裁判の実現に役立ち、専属管轄の趣旨に適合するといえよう。したがって民事訴訟法

4) 最高法院87年度台上字第1672号判決。

568条1項を類推適用し、夫妻の住所地もしくは居所地のある外国裁判所に管轄権を認めるべく、再検討する余地がある。」

3. 最高法院2004年判決⁵⁾

【事実】

被告Y(香港・米国の重国籍をもつ妻, 香港在住)は, 1998年, 香港の裁判所で, 原告X(台湾・米国の重国籍をもつ夫, 台湾在住)との離婚を請求した。Xは, 香港で適法な送達を受け, 一切の抗弁をしない旨陳述し, 仮離婚判決の言渡しを受けた。同裁判所は, Aの親権者をYに指定してXに面接交渉権を認める決定を下し, Yは, 自発的にAの生活費・教育費を無条件で負担する旨の声明書を裁判所に提出した。これを受けて香港裁判所は, 1990年10月, XYの終局的離婚判決を下した。

Xは, 台湾に帰国後, 香港裁判所がXY間の離婚訴訟につき管轄権を欠くこと, 月額100万台湾ドルの慰謝料は法外であり判決内容が台湾の公序に反することを主張して, XY間の離婚及びAの親権者をXに指定することを求める訴えを台北地方法院に提起した。同法院はXYの離婚を認めたが, 親権者指定の申立ては斥けた。両当事者からの控訴を受けた台湾高等法院は, 一審判決を破棄し, Xの請求をすべて棄却したため, Xが最高法院に上告した。

【判旨】上告棄却。

「涉外婚姻事件の国際管轄権については, 涉外民事法律適用法に規定がないため, 民事訴訟法568条1項の規定を類推適用し, 夫妻の本国裁判所に国際管轄権を認めるとともに, その住所地の外国裁判所及び訴えの原因事実が発生した地の外国裁判所にも国際管轄権を認める。」

5) 最高法院93年度台上字第1943号判決。

総 論

1. 間接的国際裁判管轄の判断

台湾民事訴訟法402条 1項 1号が定める間接的国際裁判管轄（以下、間接管轄という）の判断基準については、学説上争いがあるほか、裁判例においても、解釈に曖昧さを残すものや、解釈を回避したものが少なくない⁶⁾。

たとえば、台湾高等法院82年度（1993年）上字第1058号民事判決は、「わが国の法律においては、外国法院がかような訴訟に対し管轄権を有しないという規定はないため、当該外国裁判所の判決は、民事訴訟法402条 1号（筆者注：現行法の1項1号に相当）にあたらぬ」とした。

この判旨については、台湾法上明文の規定がないとみたものか、民事訴訟法402条 1項 1号は空文に過ぎないとみたものかという、2つの理解がありえよう。後者の解釈が誤りであることはいうまでもないが、仮に前者の解釈だとしても、明文がなくても、規律する法則がないわけではない。

間接管轄についての判断は、直接管轄とは別個独立に、より緩やかに行うべきであるとの説が、日本のみならず⁷⁾、台湾の学説上も存在する⁸⁾。しかし、直接管轄と間接管轄との関係は、従来の通説によれば、同一の基

6) たとえば、最高法院によるものとして、69年度台上字第3729号判決、70年度台上字第952号判決、78年度台上字第1045号裁定、81年度台上字第2423号判決、81年度台上字第2517号判決、83年度台上字第1350号判決、84年度台上字第2534号判決、85年度台上字第2373号判決、85年度台上字第2597号裁定、86年度台上字第2544号裁定、88年度台上字第3073号判決、92年度台上字第2032号判決、92年度台上字第985号判決。台湾高等法院によるものとして、85年度抗字第100号裁定がある。地方裁判所によるものとしては、たとえば、台北地方法院87年度訴字第1982号判決、90年度家訴字第9号判決、台南地方法院90年度訴字第145号判決、桃園地方法院90年度訴字第824号判決などがある。

7) 小杉丈夫「承認条件としての管轄権」国際私法の争点【新版】234-235頁（1996年）。

8) 林秀雄「国際裁判管轄権 以財産関係案件為中心」国際私法研究会叢書【4】国際私法理論と実践（一）122頁（1998年）、劉鉄鋒＝陳榮傳・国際私法論【修訂3版】626-631頁（2004年）。

準によるべきものとされる⁹⁾。

これに対して、涉外婚姻事件につき、民事訴訟法568条1項が定める国内婚姻事件の土地管轄規定を類推適用することは、最高法院の裁判例上、ほぼ定着しているようにみえる。これは、間接管轄の判断は直接管轄の基準によるとする、いわゆる同一説に基づくものといえよう。

2. 国際裁判管轄の決定

国際裁判管轄の決定方法については、逆推知説、管轄配分説、利益衡量説などが対立している¹⁰⁾。台湾においては、特段の事情論の導入を説く見解¹¹⁾や、管轄配分説ないし利益衡量説に近いアプローチ(法理説)を採用する学説¹²⁾・下級審裁判例¹³⁾もないでないが、民事訴訟法上の管轄規定の

9) 河野俊行「間接管轄」高桑昭=道垣内正人編・新裁判実務大系【3】国際民事訴訟法332頁(2002年)、新堂幸司=小島武司編・注釈民事訴訟法(1)道垣内正人執筆90頁(1991年)、谷口安平=井上治典・新判例コンメンタール民事訴訟法【1】渡辺惺之執筆60頁(1993年)、三ヶ月章=鈴木忠一編集・注釈民事執行法【1】青山善充執筆397頁(1984年)、高田裕成「財産事件に関する外国判決の承認」沢木敬郎=青山善充編・国際民事訴訟法の理論392-393頁(1987年)など。

10) 道垣内正人「国際裁判管轄」高桑昭=道垣内正人編・新裁判実務大系【3】国際民事訴訟法42頁(2002年)、本間靖規=中野俊一郎=酒井一・国際民事手続法36-46頁(2005年)などを参照。

11) 拙稿「国際裁判管轄之研究 以財産関係訴訟為中心」中正法学集刊17期75-77頁(2004年)。

12) 林秀雄・上掲注(8)128頁。

13) 殆どが涉外財産関係事件であるが、管轄配分説を採用のものとして、基隆地方法院89年度(2000年)訴更字第5号裁定がある。本裁定は、「国際民事訴訟管轄権の問題については明文規定がなく、国際民事訴訟法の法理によって管轄地国を決定すべきである」とし、「国際的範囲で各国の裁判任務を配分し、裁判の正確・迅速性、当事者間の公平などに基づき、通説である管轄配分説によって判断する」とした。法理説によって国際裁判管轄の有無を判断するものとして、例えば、台湾高等法院92年度(2003年)民事裁定抗字第2194号は、「国際管轄権の有無を決定するに際して、民事訴訟法の土地管轄規定は単に間接的な根拠に過ぎず、当事者間の公平、審理の迅速または執行可能性などを考慮し、国際裁判管轄の有無を決定すべきである」とした。屏東地方法院92年度(2003年)重訴字第4号裁定も、「当事者間の公平、裁判の妥当に基づき条理によって決定すべきである」という。

特段の事情論を採用した裁判例としては、次の二件がある。まずは、嘉義地方法院93

類推適用によるのが、学説・判例の大勢といえよう¹⁴⁾。

上にあげた最高法院の三判決は、涉外離婚訴訟の国際裁判管轄を民事訴訟法568条の類推によって決定する点で一致している。もっとも、類推適用という手法をとりながら、実質的には利益衡量によった例は、下級審・最高法院のいずれにも見られる。たとえば、上記1998年最高法院判決のように、婚姻生活地での裁判の便宜、訴訟進行の円滑や正確な心証形成、正当な裁判の実現などを考量して外国裁判所の管轄権を肯定する立場は、むしろ法理説の考え方に近い。

3. 専属管轄性

婚姻事件の国際裁判管轄が専属管轄か否かにつき、下級審裁判例は一致しない。地方法院には専属性を肯定する裁判例があるが¹⁵⁾、高等法院には賛否両論があり¹⁶⁾、最高法院は専属性を否定する傾向にある¹⁷⁾。国際裁判

年度（2004年）嘉勞小字第7号判決によると、「国際裁判管轄権の決定については、当事者間の公平、裁判の公正及び迅速という法理によって決定すべき」である。「性質上国際裁判管轄についても妥当性を具備する民事訴訟法上の管轄原因は、その法理に取り入れられ、これを参照することができる」が、「わが国において裁判することが、当事者間の公平、裁判の公正及び迅速に違反する特別事情が存在する場合、例外的にわが国の国際裁判管轄権を否定すべきである」、と。次に、台南地方法院92年度（2003年）重訴字第295号判決は、「当事者間の公平、裁判の正当、迅速という法理によって決定すべきである」、とし、「わが国において裁判を行うことが、当事者間の公平、裁判の正当、迅速に反する特別な事情を生じる場合、わが国の国際裁判管轄を否定すべきである」、とした。

14) 林益山「国際裁判管轄権衝突之研究」國際私法新論124-128頁（1985年）、劉鉄錚＝陳榮傳・上掲注（8）604頁、陳啓垂「以欠缺國際管轄權為上訴理由」法學叢刊第186期8頁（2002年）。

15) 最近のものとして、例えば、新竹地方法院92年度（2003年）婚字第129号判決がある。

16) 例えば、台湾高等法院79年度（1990年）家上字第262号判決は、米国離婚訴訟で敗訴した台湾人Xが、台湾に戻り、再び配偶者を相手取って台湾で離婚等を求めた訴訟で、一事不再理原則違反などの理由から、Xの請求を棄却した。これに対して、最高法院1998年判決の原審である台湾高等法院は、両当事者が中華民国の国民であるのみならず、台湾に戸籍を設けているため、台湾が民事訴訟法568条1項但書にいう居所地国として専属管轄権をもつべきである。当事者が合意によってかかる専属管轄を変更することは許されず、米国裁判所には国際裁判管轄が認められないため、米国離婚判決は、民事訴訟法402条1号

管轄の決定につき、類推適用説、法理説のいずれをとっても、原則的に民事訴訟法上の管轄規定を根拠にする点で相違はなく、民事訴訟法568条が婚姻事件の国際裁判管轄を判断する上で重要な基礎となるが、同条は原則として国内事件を対象に定められたものであり、専属管轄の形式をとるため、これが涉外事件にも妥当するかどうかを検討しておく必要がある。

ドイツ民事訴訟法は、婚姻事件の国内管轄を専属管轄とするが(606条)、国際管轄については、明文で非専属的(nicht ausschließlic)と規定している(606条a)。日本法上は、身分的法律関係の公益的側面、人事手続法上、職権探知が採用され、認諾、自白等の処分が制限されることとの体系的な一貫性を強調し、専属性を肯定する説が有力である反面¹⁸⁾、私人による権利実現の容易化を重視して、専属性を否定する説もある¹⁹⁾。

台湾の民事訴訟法学説上は、ドイツ民事訴訟法606条aに倣って専属性を否定する見解もあるが、その理由は明らかでない²⁰⁾。国際私法学説上は、次のような理由から、専属性を否定する見解がある。すなわち、民事訴訟法568条2項・3項の規定から看取できるように、同条1項の規定は専属的・排他的な定めにはなっていない。また、専属管轄の考え方は、国内管轄には妥当しても、涉外事件については妥当性を欠く。さらに、住所概念は法廷地法によるため、その積極的抵触が生じる場合、特定国に専属管轄を認めることは合理的でない、と²¹⁾。

2003年のブラッセルIIA²²⁾規則226条は、同3条が定める離婚・別居及び

により承認されない、とした。

17) 本稿二の二に掲げた最高法院1998年判決を参照。

18) 木棚照一＝松岡博＝渡辺惺之・国際私法概論[第5版]311頁(2007年)。

19) 石黒一憲・国際民事訴訟法135頁(1996年)、山本和彦「国際民事訴訟法」斎藤秀夫＝小室直人＝西村宏一＝林屋礼二・注解民事訴訟法5[第2版]444頁(1991年)。

20) 陳榮宗＝林慶苗・民事訴訟法(下)942-943頁(2005年)。

21) 陳榮傳「外国法院之管轄權及離婚判決之承認」月旦法学教室9期62頁(1996年)。

22) 2000年のブラッセルII規則(Regulation 1347/2000 on Jurisdiction and Recognition and Enforcement of Judgments in Matrimonial Matters and in Matters for Parental Responsibility of Children of both Spouses, [2000] OJ L160/19)と2003年のブラッセル

婚姻の無効・取消しに関する裁判管轄を、専属的管轄（“exclusive nature of jurisdiction under Article 3”）と明記しているが、BORRAS 報告書によれば、同規則にいう「専属的」という文言は、ブラッセル条約16条にいうそれと同様に理解されるべきではない。ここでいう専属的とは、そこに明記された管轄連結点だけが適用されるべきであるが、それらは互いに代替的であって排他的ではない、というように理解されるべきである、と²³⁾。

上にあげた台湾最高法院1998年判決は、専属管轄性は国内事件にしか妥当しないとして、婚姻住所が外国にある場合、台湾裁判所は管轄をもたないと判示した。台湾の実務は、一般に、戸籍の登録地を基準として民法上の住所を判断し、国内に戸籍があれば台湾に住所を認定している。上記最高法院判決は、住所概念を独自に決定し、涉外婚姻事件の国際裁判管轄の専属性を実質的に否定した点で、注目に値しよう。

各 論

類推適用という表現は用いるものの、台湾の学説・判例は、民事訴訟法

IIA 規則（Regulation 2201/2003 concerning Jurisdiction and Recognition and Enforcement of Judgments in Matrimonial Matters and the Matters of Parental Responsibility, [2003] OJ L338/1）との最大の相違は、子についての保護にある。前者は、配偶者間に生まれた子供のみを対象に、また、婚姻手続において決定された親権のみに適用される。後者は、婚姻関係の存否、離婚、別居ないし婚姻の取消しにかかわらず、あらゆる児童の権利義務の行使又は負担に関する親責任に適用される。Stone, *EU Private International Law*, at 384 (2006).

- 23) BORRÁS, Explanatory Report on the Convention of 28th May 1998 on Jurisdiction and the Recognition and Enforcement of Judgments in Matrimonial Matters, O. J., 1998, C221/37. BORRÁS 報告書は、本来は上に述べた1998年5月28日の婚姻事件に関する国際裁判管轄及び裁判の承認・執行条約（以下では、ブラッセル II 条約（the Brussels II Convention）とする）の報告書であるが、ブラッセル II 条約は、施行されないままに、ブラッセル II 規則に取って代わられた。しかしながら、ブラッセル II 規則の内容は、実質的にブラッセル II 条約から継承されたものである。従って、BORRAS 報告書は、ブラッセル II 規則ないしブラッセル IIA 規則についての解釈に依然として妥当するという。*Id.* at 385.

上の管轄規定をほぼ無修正で涉外事件にも適用している。涉外婚姻事件の専属管轄性を否定する立場においては、婚姻事件に関する民事訴訟法568条のみならず、被告の普通裁判籍や応訴管轄の規定も国際裁判管轄の根拠になりうる。しかしながら本稿においては、実務上最も頻繁に用いられ、その解釈や妥当性について争いのある、婚姻住所・居所地管轄及び本国管轄に的を絞って、若干の検討を加えることとしたい。

民事訴訟法568条1項によれば、婚姻の無効・取消し、成立・不成立の確認、離婚及び夫婦同居の訴えについては、夫婦の住所地または夫ないし妻が死亡した時点における住所地の裁判所が専属管轄をもつ。但し、訴えの原因事実が夫または妻の居所地で発生した場合、その居所地の裁判所のいずれもが管轄権を有する。同条2項は、夫婦の住所地裁判所が職権を行使できない場合、あるいは中華民国に住所がなく、もしくは住所が知れない場合につき、1条1項中段(筆者注:被告の居所地)及び2項(筆者注:内国における最後の住所)の規定を準用する。3項は、夫または妻が中華民国人であり、前2項によって管轄裁判所が定まらない場合、中央政府所在地の裁判所が管轄権をもつと規定している。本条の規定を涉外婚姻事件に類推適用すると、管轄連結の順位は、夫婦の住所地、夫または妻のいずれかが死亡したときの住所地、訴えの原因事実が発生した夫または妻の居所地、被告の居所地、内国にある被告の最後の住所地ということになる。

1. 婚姻住所

国際裁判管轄における住所の概念は、民法や国際私法上の住所概念とは異なり、国際民事訴訟法独自の概念として解釈されるが²⁴⁾、その具体的内容は被告の生活上の本拠と見るべきであり、常居所と本質的に異ならない。夫妻の共通住所(以下では婚姻住所をいう)とは、夫婦が同居して婚姻生

24) 木柵照一=松岡博=渡辺惺之・上掲注(18)294頁,本間靖規=中野俊一郎=酒井一・上掲注(10)52頁。

活を営む場所を指す。しかしながら、国際民事訴訟法上の婚姻住所地が民法や民事訴訟法上のそれと同一か否かについては、検討の余地がある。

国内事件について、台湾最高法院27年上字第2454號判例は、「民事訴訟法564条（著者注：現行法568条に相当）1項という住所は、民法によって定義されるべきである。民法20条1項の規定によれば、長期的に住む意思をもって一定の地域に居住する者は、その場所に住所をもつことになる」という。これによると、民事訴訟法上の婚姻住所地は民法によって決定される。

しかしながら、上に述べたように、最高法院1988年判決は、国際裁判管轄原因としての婚姻住所を「夫婦の婚姻生活の所在地」と捉えており、国内事件に関する判例とは異なる解釈をとった点が注目し得る。涉外婚姻事件における婚姻住所を、夫妻が事実上、客観的に婚姻生活を営んでいる地を指すと見れば、国際民事訴訟法独自説の考え方に極めて接近するといえよう。

2. 居 所

居所地管轄は、被告の普通裁判籍を規定する民事訴訟法1条において、被告の居所地（同条1項中段）または訴えの原因事実が発生した被告の居所地（同条1項後段）の二つに分けられる。

それに加えて、婚姻事件に関する568条1項但書は、訴えの原因事実が夫または妻の居所地で発生した場合、当該居所地の裁判所が管轄権をもつと規定する。本稿冒頭にのべた、承認が適当でない外国離婚裁判は、ほとんどがこの規定の類推によって間接管轄を認めたものであり、国際裁判管轄基準としての居所の適格性については、なお検討が必要である²⁵⁾。

住所と比べ、居所は法廷地国との間の関連性が薄く、被告の私法生活の中心地ともいえない。涉外事件の場合、国内事件の場合よりも被告に大き

25) 台湾の学説や裁判実務上は、国際居所管轄を認めるものが多数である。たとえば、劉鈺錚 = 陳榮傳上掲注(8)605頁など。

な応訴負担を課すことになるため、管轄原因としての居所の妥当性に問題が残ることは、日本の学説上も一般に認めるところである²⁶⁾。ブラッセル

・ 規則も、居所管轄を認めていない。

台湾民事訴訟法1条にいう居所管轄は、被告の住所地裁判所が権限を行使できない場合に、はじめて認められる。しかし、国際民事訴訟の場合、被告の住所地国が管轄を行使できない事情が生じれば、原告は特別管轄をもつ国で訴えを提起できるため、必ずしも被告の居所地国で提訴を認める必要性はないように思われる。

2004年には、被告の普通裁判籍として、訴えの原因事実が発生した被告の居所地管轄という新たな規定が設けられた。訴えの原因事実が発生した被告の居所地は、特別裁判籍と競合する場合が多く、また、そもそも特別裁判籍は訴えの原因事実発生地の総合体に他ならないと見れば、この規定は、普通裁判籍と特別裁判籍を区別する固有の機能を見失わせる点で、問題のある立法といわざるを得ない²⁷⁾。従って、国際裁判管轄決定基準としてそれを類推するのは適当でないというべきであり、涉外実務の動向について、さらに注意を払う必要がある。

3. 本国管轄

国際裁判管轄原因としての国籍の適格性については争いがある。日本の学説・判例上は、否定説、住所と並ぶ原則的連結点として肯定する説、一定の場合に限り補充的連結点として肯定する説に分かれる²⁸⁾。学説上は、国家は対人主権に基づき自国民の身分関係を規律すること、国際私法上、本国法主義の原則がとられること、並行原則が日本の国際民事訴訟法においても考慮される余地はあること、外国在住日本国籍者につき内国判決に

26) 斎藤彰「自然人に対する管轄権」高桑昭＝道垣内正人編・新裁判実務大系[3]国際民事訴訟法(2002年)56頁ほか。

27) 拙稿上掲注(11)45-49頁。

28) 肯定説の中では、さらに、いずれの当事者の国籍をどのような場合に認めるかについても見解が分かれる。木柵照一＝松岡博＝渡辺惺之・上掲注(18)309頁。

よる戸籍訂正の必要があることなどがあげられ、本国管轄肯定説が依然有力である²⁹⁾。

ブリッセルIIA規則3条bも、国籍管轄を明文で規定しているが、これは夫婦の国籍が共通する場合（nationality of both spouses）にしか適用されず、当事者一方のみの国籍のみによる管轄³⁰⁾でない点に注意を要しよう。

台湾においては、涉外財産関係事件、涉外身分関係事件のいずれについても本国管轄を肯定する見解があるほか³¹⁾、涉外財産関係事件につき、最高法院91年度（2002年）台抗字268號裁定も、「本件再抗告人は中華民国国民であり、わが国裁判所は、再抗告人を被告とする民事事件についてそもそも管轄権を有する」とした³²⁾。もっとも、本件で国籍管轄を認める根拠については、何ら説明がされていない。

台湾民事訴訟法上、土地管轄に関して国籍管轄を認める明文規定がない以上、類推適用説をとる多数説が、どこに国籍管轄の類推根拠を見出すかは疑問である。最高法院の裁判例は、涉外婚姻事件における国籍管轄について一致していない。たとえば、同法院89年度台上字第1231號判決は、「婚姻の無効・取消し、婚姻の成立・不成立の確認、離婚・同居を請求する訴訟については……同法568条1項前段に明文規定がある。わが国における外国裁判所の確定判決の承認は、すべて同法402条によって決定すべきであるが、これは当事者の国籍とは無関係である」とした。

これに対して、最高法院2004年判決は、民事訴訟法568条1項の規定を類推適用しながら、夫妻の本国裁判所に国際管轄権を認めるとともに、その住所地の外国裁判所、ならびに訴えの原因事実が発生した地の外国裁判

29) 木棚照一 = 松岡博 = 渡辺惺之・上掲注(18)309-310頁, 本間靖規 = 中野俊一郎 = 酒井一・上掲注(10)79頁。

30) ドイツ民事訴訟法606条aは、このような国籍管轄を規定している。

31) 劉鉄錚 = 陳榮傳・上掲注(8)604頁。

32) 本件被告Y（台湾国籍）は台湾の著名民謡歌手であり、米国ラスベガスでの賭博による巨額債務を残して台湾に帰国した。米国人Xが、Yを被告とする支払請求訴訟を台湾高雄地方裁判所に提起したところ、Yは、XY間にネヴァダ州裁判所への管轄合意が存在するとして国際裁判管轄権の欠如を主張した。

所にも国際裁判管轄権を認めるとした。これは、類推適用説をとりながらも、民事訴訟法568条の文言から離れていることが明らかといえよう。

類推適用という手法のもとでは、婚姻住所地の管轄を原則とすべきことは明らかであり、婚姻住所地在外国にある場合、台湾の国際裁判管轄権は否定されるべきである。夫婦が長期間異なった国で生活しており、事実上婚姻住所地の認定が難しいとしても、被告の住所地、内国における最後の住所地（ブラッセル II 規則 3 条 a）、日本最高裁の昭和39年大法廷判決に基づく原告住所地国管轄など、他の代替的な管轄原因が認められうる以上、国籍管轄を認める必要はないであろう。

4. 最後の住所または原告の住所

被告の法廷地国における「最後の住所地」が、国際裁判管轄の基礎になりうるか否かについては、財産関係事件と身分関係事件に分けて論じるべきであろう。

涉外財産関係事件において、「最後の住所」を国際裁判管轄の連結点とすべきでないことは、学説やブラッセル 規則などの立法において、ほぼ定着している³³⁾。その理由としては、「最後の住所地」管轄は、「原告は被告の法廷地に従う」との原則に反し、法廷地国の管轄範囲を不当に拡大する点があげられる³⁴⁾。

しかしながら、涉外離婚訴訟の場合、「最後の住所」は、一定の場合に限って、国際裁判管轄権の連結点としての適格性を認められるべきであろう。例えば、最高裁昭和39年大法廷判決³⁵⁾の事例のように、被告配偶者

33) 木棚照一 = 松岡博 = 渡辺惺之・上掲注(18)294頁, 本間靖規 = 中野俊一郎 = 酒井一・上掲注(10)47-48頁。

34) 中野俊一郎「国際裁判管轄の決定方法とわが国学説・判例の形成過程」鈴木正裕先生古稀祝賀・民事訴訟法の史的展開45-46頁(2002年)。

35) 最大判昭和39・3・25民集18巻3号486頁。その解説として、田村精一「離婚の国際裁判管轄」涉外判例百選[第三版]210-211頁(1995年)、岡野祐子「離婚事件の国際裁判管轄(1)」国際私法判例百選178-179頁(2004年)など。

が悪意で原告配偶者を遺棄し、婚姻住所地国を離れてしまう場合、被告の最後の住所地は、原告の住所地国と競合するのみならず、夫婦の婚姻住所地国と一致することが多い。かような場合、跛行婚を防ぐために、例外的に「最後の住所」ないし原告の住所地管轄を認める必要がある。

ブリッセル II A 規則 3 条(a)は、原告配偶者が提訴する時点で原告配偶者がまだそこに住んでいる場合に限り、最後の常居所地管轄を明文で規定している³⁶⁾。

外国離婚判決の承認と戸籍実務

以上のような実務に関して、台湾の行政解釈及び民事裁判所の判例は、戸籍機関がそもそも外国離婚判決につき形式的審査権しかもたず、単独の届出は違法でないとする点で一致している。たとえば、内政部八十三（筆者注：1994年）年 1 月14日台内戸字第820575 1 号行政解釈は、「民事訴訟法402条の規定によれば、外国裁判所の確定判決の効力につき、承認が原則であって不承認は例外である。また、外国裁判所の確定判決を執行名義として本国裁判所において強制執行を請求する場合、強制執行法 4 条の 1 によって、本国裁判所が判決によりその執行の許可を宣告するほか、各機関が民事訴訟法402条の規定に基づいて形式審査を行い、外国裁判所の確定判決を承認するか否かを決定する。そこで争いがある場合、利害関係者は民事訴訟手続に従って解決を求めることができる」という。この行政解釈は、台湾の行政裁判所や民事裁判所によって引用されている。

確かに、理由なく離婚された配偶者が、行政訴訟で戸籍記載の抹消を求めたり、民事訴訟で婚姻関係存在確認を求めたりするケースは少なくないが、成功例は皆無に等しいようである。その原因は、上に述べたように、

36) Article 3 (general jurisdiction): In matters relating to divorce, legal separation or marriage annulment, jurisdiction shall be lie with the courts of the Member State (a)-the spouse were last habitually resident, insofar as one of them still resides there.

外国裁判所に居所管轄が認められる点にあり、台湾民事訴訟法568条1項但書にいう、離婚の原因事実が発生した夫または妻の居所地国として、米間に間接管轄権を認める点に、そもそもの問題があるように思われる。

お わ り に

外国離婚判決の承認が求められる事件は台湾の実務上少なくないが、国際裁判管轄に関する議論は、ようやく最近になって活発化してきたにすぎない。明文規定の不存在については争いがなく、民事訴訟法上の管轄規定を類推適用する見解が多いが、類推適用という手法をとりながら、学説・判例のいずれもが、国内管轄規定をほぼ無修正のまま涉外事件に適用している点に、検討の余地があるように思われる。たとえば、居所地または当事者の一方の国籍のみに基づく管轄は否定されるべきであろう。